

## 業務仕様書

### 1 業務名

「ツール・ド・九州」を起爆剤とした岡垣ファンライド造成等事業

### 2 目的

ツール・ド・九州 2024 が令和 6 年 10 月 14 日に本町で開催されるに当たり、観光庁の補助事業である「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業（以下「特別体験事業」という。）」を活用し、ツール・ド・九州を起爆剤としたインバウンド消費の拡大を図り、本町の活性化に繋げるもの。

### 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日まで

### 4 業務内容

#### (1) ツアーやイベントの造成・運営、情報発信

別添の「特別体験事業」実施計画書（別紙 2）、「特別体験事業」対象経費予算書（別紙 3）、「特別体験事業」事業実施スケジュール（別紙 4）に基づき以下の（ア）（イ）に示すツアーやイベント（以下「ツアー等」という。）の造成・運営、情報発信を行い、インバウンド誘客効果として 3,500 人を超える事業を実施するものとする。なお、別紙 2 及び別紙 3 における販売単価、販売予定数等については参考値である。

(ア) ツール・ド・九州 2024 開催に当たり、インバウンド客を中心とした一般客が参加できる自転車イベント「ファンライド」を実施。

【内容】下記の自転車を使った体験や食と絡めた体験、グルメ、マリニアクティビティ等のその他体験を組み合わせたツアーの商品化。（日帰りから連泊までプランを選択可能）

※提供する飲食については、本町の飲食店を活用することとし、宿泊施設は可能な限り本町の施設を活用すること。

※いずれも外国語対応可能なガイドが案内を行う。

#### ①カルチャーサイクリングツアー

岡垣町の歴史的スポットや文化的な名所を巡るほか、岡垣町ならではの体験コンテンツを組み合わせたツアーとする。

#### ②OKAGAKI フルーツライド

自転車に乗って岡垣町の綺麗な海や山を眺めながら、果物狩りや採れたての果物を使ったスイーツ作り体験を行うもの。

#### ③ツール・ド・九州コース体験

実際に行われるツール・ド・九州のレースコースを体験するもの。

#### ④特別観覧席

ファンライド参加者限定でツール・ド・九州特別観覧席を設け、本番のレースを間近で見られる特別体験を楽しんでもらうもの。

なお、設置イメージ図については別紙5のとおりとし、岡垣町内の事業者に設置を委託すること。

また、町内観光事業者にてイベントを行い、飲食を楽しみながら観覧できる特別席も準備すること。

#### ⑤選手との交流会

ファンと選手が交流できるようなイベントを開催。

#### (イ) ツール・ド・九州 2024 観戦イベント

①コース内各所で観戦イベント（地元飲食店や特産品等の出展イベント）を実施。

②特別観覧席を準備

③シャトルバスを運行し、多くのインバウンド客が観戦しやすい状況を整える

④ビジョンカーを設置し、観戦を盛り上げる

#### (2) (1) の実施に際し付随する以下の業務

##### (ア) 実施計画書の作成

委託者と協議の上、以下の内容を含む、実施計画を作成すること。

- ・組織体制
- ・準備スケジュール、当日スケジュール
- ・ツアー等の運営方法（救護医療計画、緊急時対応計画を含む）
- ・参加者募集及びツアー等の広報計画
- ・その他実施にあたり必要となる事項

##### (イ) 組織体制の構築

計画・準備・実施の各段階での十分な業務体制・人員体制を準備すること。

##### (ウ) 準備スケジュールの計画

契約から事業完了までのスケジュールについて、それぞれの業務内容に応じた適切かつ具体的なスケジュールを計画すること。

##### (エ) スケジュールの計画及び運営マニュアルの作成

ツアー等の運営に応じた適切かつ具体的なスケジュールを計画すること。また、作成した実施計画書に基づき、ツアー等当日の運営に必要な事項をまとめた運営マニュアルを作成すること。

##### (オ) ツアー等運営方法の計画及び運営スタッフの確保

以下の内容を含む、ツアー等の運営に必要な内容を計画すること。また、各種計画に基づき、ツアー等の運営に必要な運営スタッフを確保すること。

- ・参加者、スタッフ、ボランティア、歩行者等に傷病者が出た場合の救護医療体制
- ・荒天時や大規模自然災害発生時、ツアー等に係る事故発生時等、当初計画通りのツアー等の運営が困難となった場合の緊急時対応計画

##### (カ) 保険の加入

不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、以下に挙げる保険等に参加し、要する経費については受託者が負担すること。

- ・ ツアー等の参加者に対するスポーツ保険
- ・ 悪天候等、不測且つ突発的な事由によりツアー等の中止を余儀なくされた場合に、中止に伴い臨時に支出が必要となった費用に対する保険

### (3) 実施結果の報告

町が指定する期限までに、実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた集客効果やプロモーション効果等。観光庁等から提出を求められる事項を含む）を取りまとめ、報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものとする。

## 5 本事業の基本要件

- (1) 本事業は特別体験事業の採択を受けて行うものであるため、委託費は特別体験事業の補助金額とする。なお、補助金額が減額となった場合は、委託金額も減額する。
- (2) 特別体験事業の補助対象経費とならない経費については、委託費として計上しないこと。なお、選定後、修正があった場合においても対象外経費は委託費として認めない。
- (3) プロモーション費は広告宣伝費と販路拡大で各上限 10%とする。
- (4) 町が観光庁等に提出する資料を作成するための情報提供など、町が行う特別体験事業に関する事務に協力すること。
- (5) 各種事業は、町と協議のうえ着手すること。
- (6) 特別体験事業の公募要領の内容に準ずること。

## 6 事業スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年5月	ツアー等の内容調整
令和6年6月上旬～10月末	ツアー等の販売
令和6年9月上旬～11月末	ツアー等の実施
令和6年10月13日	ツール・ド・九州 2024 ファンライド開催
令和6年10月14日	ツール・ド・九州 2024
令和6年12月末	効果調査・分析

## 7 事業成果品

事業実施報告書 及び 電子データ

なお、事業実施報告書は、観光庁「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」の主旨に沿ったものを提出すること。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項は、別途指示する。